

低入札価格調査手続きについて

米原市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合において、地方自治法施行令第167条の10第1項および第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内において評価値の最も高い価格をもって入札した者（最高評価値入札者）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も高い評価値の価格をもって入札した者を落札者とする場合において、以下のとおり調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施します。

1. 対象工事

総合評価方式を採用する工事を対象とします。

2. 調査基準価格の設定

低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）を設定します。

3. 入札参加者への周知

入札参加者に対し、入札公告、入札説明書および入札通知書により、次の事項を周知します。

- (1) 落札者の決定にあたっては、低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、入札者全員に後日結果を通知すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取および資料の提出に協力しなければならないこと。
- (5) 低入札価格調査を経て契約を締結した工事には、契約締結や履行に対して条件を付すること。

4. 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査の一次調査を実施し、二次調査を実施する必要があるときには、入札執行者は落札決定を保留し、入札を終了します。電子入札による場合は、当システムにより通知します。

5. 調査の実施

1) 一次調査の実施

調査基準価格を下回る者の入札価格が、調査基準価格×0.95（小数点以下切捨）以上の判断基準価格を満足しない場合は、当該入札者を失格とします。

2) 二次調査の実施

一次調査を満足した入札者に対して、以下の内容を確認するため、調査します。

- (1) 適正な見積もりに基づく公正な価格競争であること。
- (2) 設計図書に計上した数量を満足すること。
- (3) 設計仕様に適合した品質・規格の材料・製品が使用されること。
- (4) 滋賀県の最低賃金を下回らず、適正な労務の提供が確保されていること。
- (5) 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていること。
- (6) 安全衛生管理体制および品質確保体制が確保されていること。
- (7) 経営に問題がないこと。

3) 資料の提出

二次調査対象者は、開札のあった日から起算して5日(本市の休日を含まない。)以内に、別に定める低入札価格調査資料を提出してください。

資料が期日までに提出されない場合は、当該入札者は失格とします。

6. 調査の結果、適合した履行がされると認められる場合

調査の結果、最高評価値入札者が入札価格によって契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、当該最高評価値入札者を落札者と決定し、当該落札者にその旨を通知します。

7. 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合

調査の結果、最高評価値入札者が入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは「失格」とし、当該入札者にその旨を通知します。

8. 入札結果の公表

低入札価格調査の結果について、入札者全員に通知し、公表します。

9. 契約等に係る条件

低入札価格調査を経て契約する落札者に対して、次の条件を付します。

- (1) 契約保証金は請負代金額の10分の3以上
- (2) 配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の専任配置
- (3) 着手から完了までの間、施工体制台帳（履行体制）、工事日報、精算内訳書、下請契約書、
下請代金の支払い状況等の写しの提示または提出

低入札価格調査の基準

不落札ゾーン

① 予定価格

落札決定ゾーン ※1

② 調査基準価格

低入札価格調査ゾーン ※2

③ 判断基準価格 調査基準価格 × 0.95 (失格基準)

失格ゾーン ※3

- ※1：最低入札価格者（最高評価値入札者）が落札者となります。
- ※2：調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を実施します。
- ※3：判断基準価格を下回った場合は、失格となります。